参考資料１

令和７年２月１３日

茅ヶ崎市長　佐藤　光　様

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会
会長　松葉口　玲子

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画の進捗状況について（答申）

令和６年８月２１日付け６茅多第６７号で諮問のありました、茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画の進捗状況について、次のとおり答申します。

答　申

１　はじめに

「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」は、前計画である「第２次ちがさき男女共同参画推進プラン」の最終評価において計画の進捗を振り返り、依然として残る様々な課題に対する継続的な対応をしつつ、様々な社会情勢の変化を踏まえた男女共同参画及びジェンダー平等に係る社会の動向を反映することを基本的な方針として令和５年４月に策定されました。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数２０２４（経済教育、医療、政治の総合スコア)」で日本は１４６か国中１１８位となり、前年と比較すると若干順位を上げていますが、先進７カ国（Ｇ７）では変わらず最下位となっています。また、茅ヶ崎市において令和５年度に実施された「ジェンダー平等社会に関するアンケート調査」では、社会通念、慣習、しきたりなどにおいて、「男女が平等である」と回答した人の割合は９．０％（前回調査時７．６％）であり、本数値は前回調査と比較して増加していますが、本計画の指標の目標値（令和１２年度末時３５％）達成のための課題は多くあると言えます。

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会として、国をはじめ神奈川県や茅ヶ崎市がジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けて多様な分野にわたる啓発事業等を実施していることに一定の評価はしているものの、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みが未だに根強く

残っており、現在においてもジェンダー平等、男女共同参画がなかなか進んでいない状況であると言えます。

また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行による性的マイノリティに関する理解促進の取組をはじめ、社会・経済情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、新たな状況への対応も求められていると考えます。

これらの状況を踏まえ、本協議会で実施した令和５年度の事業評価結果及び意見等が、人権を尊重した、誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、ジェンダー平等社会の実現を目的とした本計画の施策の展開に活かされることを期待いたします。

２　本計画の進捗状況（令和５年度）に対する評価について

基本目標１　人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進

基本目標１では、多様性を認め、尊重し合い、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画でき、市民一人ひとりがその能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができ、誰もがジェンダー平等に対する意識を持った社会を目指しています。

令和５年度は、人権尊重意識の啓発事業として小学生や中学生を対象とした絵画や作文コンテストの開催及び茅ヶ崎市人権擁護委員会の人権擁護委員による人権相談の実施、北朝鮮の拉致被害問題に係るパネル展示の開催、社会教育施設等における障がい児への支援について学ぶ研修会の実施、外国籍市民の方への市政情報等の発信における多言語対応等、様々な人権課題に向き合った事業が実施されました。また、人権絵画コンテストの受賞作品の展示や北朝鮮拉致被害問題パネル展示は、市役所本庁舎１階の市民ふれあいプラザにて展示を行うことで来庁する多くの市民の方の目に留まる効率的な啓発手法であると評価します。

ジェンダー平等の意識啓発事業としては、政治分野のジェンダー不平等の解消と女性や若者の政治参加をより身近なものにすることをテーマとし講演会「当事者を政治の場へ～若い世代・女性の政治参加促進の活動から～」が開催されており、５５名の参加がありました。女性や若い政治家が少ないと何が問題なのか増やすためにはどうしたらよいのか、女性や若者の政治参画について考えるきっかけとなりジェンダー平等、男女共同参画についての理解促進及びあらゆる分野で男女が平等に活躍する社会の実現につながると評価しています。

一方、参加者アンケート（回収率は８３．６％）の結果から、参加者の年

代は、２０代から３０代が１３．１％、４０代から６０代が６３％、７０代以上が２３．９％となっており、講演会等の意識啓発の場への若い世代の参画が課題であると感じます。また、「ジェンダーギャップ指数２０２４（経済教育、医療、政治の総合スコア）」の政治の総合スコアにおける日本の順位が１１３位という現状も踏まえ、本事業の継続実施と広報やテーマ設定等の工夫等による若い世代の積極的な参画を期待します。

基本目標２　ワーク・ライフ・バランスの促進

基本目標２では、社会全体として、性別に関わらず、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができ、すべての人が対等に働くことができる社会を目指しています。

働きやすい環境づくりのための取組として、令和５年度は、就職・転職・労働に関する各種相談が実施されました。幅広い年齢の方を対象とし、実施時間帯を調整するなど次年度以降の実施方法の工夫が読み取れます。今後も多様な市民ニーズに対応できるよう相談体制強化に向けた取組を求めます。

子育て、介護がしやすい環境づくりに向けては、保育所や児童クラブにおける待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、子育てに悩んだ際に安心して相談ができるよう支援を行うなど本市の安心・安全な子育て環境づくりに向けた継続的な取組を求めます。

また、育児と親族などの介護を同時に担う「ダブルケア」の問題などを踏まえ、高齢者や障がい者、その家族、親族などに対する相談事業などの様々な分野で連携した支援を求めます。

男性の家事・子育て・介護への参画については、固定的性別役割分担意識は解消されつつあるものの、具体的な行動として性別による役割分担については未だに解消されていない状況であること踏まえ、令和５年度に実施した男性の家事・子育て・介護への参画を啓発するための講座や教室の開催など継続した意識啓発に努めるとともに市民が参加しやすい実施手法や講座内容についても合わせて検討してください。

基本目標３　あらゆる暴力の根絶

基本目標３では、配偶者等からの暴力（ＤＶ）をはじめとした様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識の醸成を図る取組を推進し、暴力の予防と根絶のために、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さない社会を目指しています。

ＤＶなどの暴力の背景には、固定的性別役割分担意識が根強く残っている

ことや、暴力に対する社会的な理解が不十分であることなど様々な要因があると考えられます。近年では、被害の若年齢化や男性が被害者となるケースなども増えており、暴力の根絶に向けた意識啓発の重要性はますます高まっています。引き続き各種啓発事業の推進を求めます。

また、暴力には様々な形態があることなど必要な知識を持つことはその予防にもつながると考えます。特に次世代を担う子ども、青少年からの意識啓発が重要となります。令和５年度に実施した中学生デートＤＶ予防事業についてはより多くの学校、生徒に対して実施できるよう効果的な手法についての検討を求めます。

暴力に関する相談がしやすい体制づくりについては、暴力の被害を受けた際に身近な相談窓口があることの周知とともに、女性のための相談室をはじめ各種相談窓口を所管する担当課同士の連携対応力強化のため、庁内ＤＶ対応ネットワーク会議等の機会を活用した事例検討や支援に係る制度についての担当者の理解促進に努めるよう求めます。

また、令和６年４月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、国の基本方針及び神奈川県の基本計画の内容を勘案し本計画を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第８条第３項に規定されている市町村基本計画として位置付けたことも踏まえ、福祉や子育て関係課などをはじめ、県や警察など他の機関とも連携し、相談者の安心安全を第一に考えた支援のため、行政間の連携についても期待しています。

基本目標４　生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり

基本目標４では、妊娠や出産、また女性特有の疾患など、性と健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援し、生涯を通じて健康に暮らせる社会を目指しています。

性別に関わりなく、本市に住む誰もが健康で暮らせるよう、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ともに健康に暮らしていくため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を重視しつつ、妊娠や出産、その後の育児にいたるまでの適切な保健指導や相談を行うなど、母子の健康保持のための支援の充実を期待しています。また、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、健康診査の重要性が高まっていることから今後、妊産婦が受診しやすい方法の検討に努めてください。また、女性特有の疾病の検診事業や健康についての啓発事業や相談事業等の取組として、令和１２年度末までに子宮頸がん及び乳がん検診の受診率１４％を目指すことを本計画の指標としており、受診率向上のためＬＩＮＥ配信等による

周知方法の工夫などより目標を達成することを期待しています。

世帯構成やライフスタイルの変化、地域におけるつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯の増加と生活課題の多様化、複雑化が進行し、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備が求められています。高齢者、障がい者、ひとり親家庭、経済的困窮など抱える困難の要因は幅広くありますが、安心で安全な生活を送るために就労意欲の喚起及び面接等の指導、並びにハローワークへの同行訪問等を行うことによる早期の就労及び経済的自立を促す取組みの継続及び居住の確保のための市内の不動産会社や福祉関係・居住支援団体等との連携強化による住宅確保要配慮者の入居促進に係る更なる知見の習得に期待しています。

基本目標５　性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進

基本目標５では、生活の経済的基盤である就業、雇用の分野で、働きたい誰もがその個性や能力を発揮できることは、女性の職業生活における活躍に欠かせないことであり、様々な施策に、性別によらず多様な視点が入り、様々なニーズや意見が反映されるようあらゆる意思決定の場へ女性の参画ができる社会を目指しています。

政策・方針を決定していく過程の場には、多様な視点や発想を持つ幅広い人材の確保が必要であり、性別によらず参画し、性別によらず発信して、議論を進めていくことが重要です。本計画では、審議会などの議論の場や、意思決定の場における女性の参画の推進について、女性委員の割合を４０％以上、６０％以下とすることを目標と定めています。この目標値は、附属機関及び懇談会等の設置・運営マニュアル（職員用）に掲載するとともに、年度毎に審議会委員の構成調査時に女性委員の割合を確認し、目標を満たしていない審議会に対し、性別に偏りがないよう対応を促しているところであり、今後の女性委員比率の向上に期待しています。また、子育て世代であっても市の情報発信を積極的に受け止め、講座等への参加や審議会等の市政への参画促進のため託児サービスの実施も効果的です。令和５年度の託児事業では市主催事業及び共催事業に延べ１５２人のスタッフを派遣しており、子育て世代の参画増進に寄与していると評価できますので、今後も継続して実施をお願いします。

働きたいと思う方が性別に関わりなく、意欲を失わず、その能力を十分に発揮できるために、一人ひとりが働くにあたって様々な事情を抱えていることを、職場、労働者同士でも互いに理解することが大切です。市職員の人材育成において、職員のキャリア形成の支援や女性職員の管理職登用について自ら希望する職員が少ないという状況は組織にとっての課題と捉え、生き生

きと働ける職場環境を作るための研修の実施や風土づくりに期待しています。

少子高齢社会において、持続可能な活力ある地域社会の形成のためには、多様な人材が活躍し、参加できることが重要です。特に防災の分野においては、平常時から、男性の視点だけではなく、女性の視点を入れることで災害に強い地域づくりへとつながります。自治会役員や防災リーダーなどの地域における人材育成において、地区自治会連合会及びまちぢから協議会主催の防災訓練の支援事業では、女性や若い世代等の視点を取り込むことを記した防災訓練ポイントブックを用いた説明をするなど、各地区の課題を踏まえた訓練実施への支援が行われており、今後も継続して女性視点を取り入れることの重要性の周知啓発に期待しています。

以上